

～専門知識を持つ相談員が問題解決のお手伝い～

消費生活センターだより

【相談・問合せ先】
 貝塚市消費生活センター(市民相談室内) ☎072-433-7190
 月～金曜(祝日・年末年始除く)
 午前10時～正午・午後1時～4時30分

あなたは大丈夫?身近な「保険」

保険内容はしっかり確認!

外貨建て生命保険

高齢者・高額契約注意!

◆銀行などの窓口で勧誘・販売され、払い込んだ保険料を外国通貨(アメリカドルやオーストラリアドルなど)で運用し、満期時にその通貨で受け取るという生命保険です。

高齢者が退職金や定額預貯金の満期金などで、100万円～1000万円単位で契約を行なうことが多く、損が出ると大きな額になります。リスクを正確に理解するのは困難です。説明を聞いても理解できない場合は、急いで契約することを控えましょう。この保険には、下記のリスクが潜んでいるので、気をつけましょう。

- ①為替リスク 運用している外国の通貨が下がると、日本円に換算したときに損をします。
- ②為替手数料 円⇄外国通貨に変換するとき、往復でそれぞれ為替手数料がかり、高額になります。
- ③中途解約 解約時に戻るお金(解約返戻金)は、販売窓口での手数料などが差し引かれ、払い込んだ額より少なくなります。

医療保険

支払われなかった特約部分…

◆「掛け金免除」「一時給付金」などの医療特約をつけていたが、診断後に特約部分が出なかったという話を聞いたことはありませんか?

保険・給付金の支払いは、各保険会社の「約款」で決められています。「給付金や特約はすべて履行される」と思い込まず、特に以下の点に気をつけて契約内容を確認しておきましょう。

- ①「決められた症状」「決められた日数以上の入院」「決められた状態となったこと」という条件を満たさないと、「掛け金免除」や「給付金」の対象になりません。
- ②医療保険の基本部分でも、入院日数には限度があり、入院給付金は限度以上には支払われません。手術内容によっては、手術給付金が出ない場合もあります。
- ③高度先進医療特約やガン保険なども、対象外となる症状や手術があります。

損害保険

災害に便乗したこんな勧誘が…

◆台風で屋根などが壊れたときに「損害保険を使えば無料で修理できる」「ついでに前から壊れていたガレージも無料で修理できる」「損害保険への代行も行なう」などと言って修理を勧誘されることがあります。

しかし、よく考えずに修理業者と契約すれば、以下のようなトラブルになることもあるので注意しましょう。

損害保険に加入している場合は、必ずその会社にご自身で問合せてください。

①修理が「保険支払いの対象外」となっていて、自己負担での高額な支払となることがあります。

②損害保険に加入していなかった場合、被災後に保険に加入しても、加入以前に壊れたところは保険の対象になりません。



各種相談



◆相談はすべて要予約です

無料税理士相談会

日時 12月16日、1月6日
 水曜午後1時～4時
 場所 税理士会館(岸和田納税協会の内、岸和田税務署隣)
 予約・問合せ先 近畿税理士会岸和田支部 ☎072-436-0567

行政書士の相続遺言無料相談会

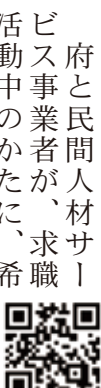
日時 12月22日(火)午後1時～4時
 場所 貝塚市役所市民相談室
 予約・問合せ先 大阪府行政書士会泉州支部 ☎072-579186

中小・小規模事業者向け経営無料相談

日時 12月9日(水)～2月11日(木)の毎水曜・木曜
 ①午前9時30分～11時
 ②午前11時～午後0時30分
 ③午後0時30分～午後2時
 ④午後2時～3時30分
 ⑤午後3時30分～5時
 場所 貝塚市役所教育庁舎
 対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者
 相談員 中小企業診断士(住所・氏名(ふりがな)・会社または団体名・電

広告

大阪府緊急雇用対策特設ホームページ開設



府と民間人材サービス事業者が、求職活動中のかたに、希望する雇用形態などに応じた求人情報を提供しています。6万件以上の求人掲載しており、求職者登録をするも利用できます。

問合せ先 大阪府雇用促進支援金事務局 ☎06-4794-7057

泉南地域労働相談会

解雇、賃金不払い、休暇取得、セクハラ・パワハラなど、仕事の悩みに面談で応じます。相談は無料です。

日時 12月9日(水)午後5時30分～8時15分
 場所 泉佐野商工会議所2階第1研修室
 対象 府内在住の労働者・使用者または失業中のかた
 定員 6人(定員になり次第締切)
 予約・問合せ先 泉佐野市まちの活性化課 ☎072-4693131

相談

〈市代表番号 ☎072-423-2151〉

★土・日・祝日は休み。相談は無料です

相談	日時	場所	問合せ先	相談	日時	場所	問合せ先
一般相談	午前8時45分～午後5時	市民相談室	☎433-7085	人権相談	午前9時～午後5時	人権政策課	人権政策課 ☎433-7160
法律相談	第1～4木曜午後1時～4時30分(要予約。1月7日の相談は12月17日、1月14日の相談は12月24日より予約受付開始)			女性相談	第2・4月曜(要予約)午後1時～4時	予約時に決定	
生活困窮者自立支援相談	午前9時～午後5時	消費生活センター	☎433-7085	母子・父子相談	午前9時～午後4時	保健・福祉合同庁舎	子ども福祉課 ☎433-7021 ☎433-7022
消費者相談	午前10時～正午 午後1時～4時30分 ☎433-7190(相談専用)			家庭児童相談			第1・3・4木曜(要予約)午後1時～4時
多重債務相談	毎週火曜(要予約) 午前10時・午後1時・3時			結婚相談			
就労相談	午前9時～午後5時	就労支援センター	☎433-7086	医療相談	◎いずれも要予約 ①看護(月～金曜)②薬事(水曜) ③栄養(金曜) ※①～③の相談時間は午前9時～11時 ④医療福祉(月～金曜、午前9時～午後4時) ⑤女性専門(月曜、午後1時～3時)		
教育相談	月・水・木曜午前9時15分～午後4時45分 ☎0120-222-674	教育研究センター	教育相談室 ☎433-7110		貝塚病院 ☎422-5865(代表)		
行政相談	第3水曜午後2時～4時(祝日は翌日)	市民相談室	広報交流課 ☎433-7232				
総合生活相談	午前9時～午後5時	ひと・ふれあいセンター	☎422-7523				
進路選択支援相談	午前11時～午後5時	ハート交流館	☎432-5959				